

報告第 5 7 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 6 月 2 3 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会  
会 長 平 野 清

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名		教育部会		分科会名		教育分科会	
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。</li> <li>・ 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。</li> <li>・ 中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。</li> </ul>										
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果							
幼稚園保育料	<p>1. 設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 月額 6,000円 H9.4.1</p> <p>2. 通知 ・ 3月末に保育料納入通知書兼領収書 保育料収入伝票入力票、収入報告書 を各園に送付</p> <p>3. 納入方法 ・ 毎月指定日に保護者の口座より親口 座に振り込まれた保育料を園長が引 き落とし、指定金融機関に納入 ・ 納入後保育料収入伝票入力票と収納 報告書を市教委に報告 ・ 9月より毎月15日金融機関振り替え 4月は20日、3月は10日</p> <p>4. 滞納処理 ・ 各園長が現金収納</p>	<p>1. 設定 大野原町立幼稚園保育料徴収条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 毎月納付書により父兄に通知 前月分の領収書も送付</p> <p>3. 納入方法 口座振替 毎月26日引落</p> <p>4. 滞納処理 各金融機関からの連絡により 幼稚園から保護者に連絡</p>	<p>1. 設定 豊浜町立幼稚園保育料条例 月額 5,900円 H14.4.1</p> <p>2. 通知 入園前説明会にて保護者に周知</p> <p>3. 納入方法 金融機関から毎月25日引落し 年度末に保護者に納入通知書を渡す</p> <p>4. 滞納処理 引落しができなかった場合は、窓口払いとし その都度納付書を発行 経済的理由により支払いが困難な者は保育料 の減免措置伺い教育長に速やかに提出 減免措置をする。</p>	<p>1. 設定 観音寺市立幼稚園保育料徴収条例 平成17年度より月額6,100円に統一</p> <p>2. 通知 ・ 年度当初に保育料納入通知書により 保護者に通知 ・ 年度末に保育料口座振替済通知書により 保護者に通知</p> <p>3. 納入方法 ・ 口座振替 ・ 毎月15日金融機関振替 4月は20日、3月は5日</p> <p>4. 滞納処理 各園長が保護者に連絡し現金収納</p>							
就学援助費	<p>1 要綱の状況 観音寺市就学援助費支給事務処理要綱</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への通知（1～2月） 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 民生委員会で意見書提出依頼 3月定例委員会で認定 結果を学校長に通知</p> <p>3 途中認定の手順（10月認定） 保護者から学校へ書類提出（9月中） 学校から教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 事務処理要綱に基づき決定</p>	<p>1 要綱の状況 制定していないが、就学援助事務処理要綱による。</p> <p>2 当初認定の手順 継続保護者への周知（2月） 保護者から民生委員を経由して 学校への書類提出 ・ 申請書 民生委員申請書 ・ 所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会へ書類提出 （3月初旬） 3月定例委員会で審査 審査結果を学校長へ通知</p> <p>3. 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して学校へ 書類提出 ・ 申請書 民生委員覚書 ・ 所得証明（発行手数料免除） 学校から教育委員会への書類提出 次期教育委員会で審査 審査結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 母子家庭については、児童扶養手当の 支給状況 学校が聞き取り調査</p>	<p>1. 要綱の状況 準要保護児童生徒の認定について</p> <p>2. 当初認定の手順 継続保護者への通知（1月下旬） 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出（2月中旬） 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定 結果を学校長に通知</p> <p>3. 途中認定の手順 学校若しくは事務局から書類の 手渡し 保護者から民生委員を経由して 教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に、 認定についてに基づき決定</p>	<p>1. 要綱の状況 観音寺市就学援助費支給要綱</p> <p>2. 当初認定の手順 継続保護者への通知（1～2月） 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 民生委員会で意見書提出依頼 継続児童生徒については 3月定例委員会で認定 新小年生については 4月定例委員会で認定 結果を学校長に通知</p> <p>3. 途中認定の手順 毎月認定 保護者から学校へ書類提出 学校から教育委員会へ書類提出 結果を学校長に通知</p> <p>4. 審査時の世帯状況調査の程度 学校長・民生委員の意見を参考に 支給要綱に基づき決定</p>							

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。</li> <li>就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。</li> <li>中学校新入生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。</li> </ul>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
就学援助費	<p>5現在の認定人数            準要 小学校161名（児童総数の6.2%）            中学校93名（生徒総数の8.3%）            要 小学校4名（児童総数の0.5%）            中学校6名（生徒総数の0.5%）</p> <p>6不認定の有無            市教委より学校長に通知            学校長より保護者・民生委員へ連絡</p> <p>7その他特別の理由の適応状況            事務処理要領に基づくが学校長及び民生委員</p> <p>8支給額の算定方法            認定月から支給            支給額            （要保護）（準要保護）（特殊）            7学用品費,通学用品費            ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2            ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2            ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2            ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2            1新入学児童生徒学用品費            ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2            ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2            9校外活動費（宿泊を伴わないもの）            ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2            ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2            I校外活動費（宿泊を伴うもの）            ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2            ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2            0修学旅行費            実費支給 実費支給 左の1/2            加学校給食費            なし 実費支給 左の1/2            1医療費            実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9支給方法            学校長 保護者口座            給食費は給食センター払い</p> <p>10認定の廃止及び精算            給食費は日割支給            学用品費等は月割支給</p>	<p>5.現在の認定人数            小学校 児童数 33名            中学校 生徒数 11名</p> <p>6.不認定の有無            有</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況            離別、死別、による母子家庭等</p> <p>8.支給額の算定方法            基本的に認定月からの月別支給            新入学用品は途中認定者には支給しない。            支給額            （要保護）（準要保護）（特殊）            7学用品費,通学用品費            ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2            ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2            ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2            ・中2～3 なし 21,700円/年 左の1/2            ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2            1新入学児童生徒学用品費            ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2            ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2            9校外活動費（宿泊を伴わないもの）            ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2            ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2            I校外活動費（宿泊を伴うもの）            ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2            ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2            0修学旅行費            実費支給 実費支給 左の1/2            加学校給食費            なし 実費支給 左の1/2            1医療費            実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法            各学校長 保護者</p> <p>10.認定の廃止及び精算            月割に支給</p>	<p>5.現在の認定人数            準要 小学校11名            （児童総数557人1.97%）            中学校12名            （児童総数249人4.82%）            要 なし</p> <p>6.不認定の有無            有</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況            離別・死別・による母子家庭等</p> <p>8.支給額            支給額            （要保護）（準要保護）（特殊）            7学用品費,通学用品費            ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2            ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2            ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2            ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2            1新入学児童生徒学用品費            ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2            ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2            9校外活動費（宿泊を伴わないもの）            ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2            ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2            I校外活動費（宿泊を伴うもの）            ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2            ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2            0修学旅行費            実費支給 実費支給 左の1/2            加学校給食費            なし 実費支給 左の1/2            1医療費            実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法            学校長 保護者口座</p> <p>10.給食費は日割支給            学用品費等は月割支給</p>	<p>6.不認定の有無...有            市教委より学校長に通知            学校長より保護者・民生委員へ連絡</p> <p>7.その他特別の理由の適用状況            支給要綱に基づくが学校長及び民生委員の意見を重視</p> <p>8.支給額の算定方法            認定月から支給            支給額            （要保護）（準要保護）（特殊）            学用品費,通学用品費            ・小1 なし 11,100円/年 左の1/2            ・小2～6 なし 13,270円/年 左の1/2            ・中1 なし 21,700円/年 左の1/2            ・中2～3 なし 23,870円/年 左の1/2            1新入学児童生徒学用品費            ・小学校 なし 19,900円/年 左の1/2            ・中学校 なし 22,900円/年 左の1/2            9校外活動費（宿泊を伴わないもの）            ・小学校 なし 1,510円/年 左の1/2            ・中学校 なし 2,180円/年 左の1/2            I校外活動費（宿泊を伴うもの）            ・小学校 なし 3,470円/年 左の1/2            ・中学校 なし 5,840円/年 左の1/2            0修学旅行費            実費支給 実費支給 小学校            10,300円            加学校給食費            なし 実費支給 中学校            27,950円            1医療費            実費支給 実費支給 左の1/2            医療費            実費支給 実費支給 左の1/2</p> <p>9.支給方法            学校長 保護者口座            教育委員会 保護者講座            給食費は学校給食会            医療費は医療機関</p> <p>10.認定の廃止及び精算            給食費は日割支給            学用品費等は月割支給</p>			

合併協定項目番号	23-22	合併協定項目名	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて	専門部会名	教育部会	分科会名	教育分科会
調整方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園保育料については、合併までに統一するものとする。</li> <li>・ 就学援助費については、合併時に統一できるよう調整するものとする。</li> <li>・ 中学校新生ヘルメット購入補助については、合併時に統一するものとする。</li> </ul>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町	調整結果			
ヘルメット購入補助	<p>中学校新生ヘルメット購入補助</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 要保護・準要保護生徒 購入金額 2/3 一般生徒 購入金額 1/2</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員の内希望者</p>	<p>中学校のヘルメット購入助成金</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 一人当たり 1,000円</p> <p>3 対象者 新中1年生(自転車通学者)</p>	<p>新中学1年生通学用ヘルメット助成</p> <p>1 助成についての考え方 自転車通学生徒の安全確保</p> <p>2 助成金額 購入金額 1/2助成 (総務課より助成)</p> <p>3 対象者 新入自転車通学生徒全員</p>	<p>中学校新生ヘルメット購入補助</p> <p>1 助成についての考え方 自転車利用生徒の安全確保を目的とする</p> <p>2 助成金額 要保護・準要保護生徒 購入金額 2/3 一般生徒 購入金額 1/2</p> <p>3 対象者 新中1年生のうち希望者</p>			